

交通不便地域指定申請書について

1 提案の趣旨

フィーダー系統補助金の交付対象となる「交通不便地域」の指定期間が令和8年9月30日に終了することから、継続して指定を受けるため、本申請を行うものです。

2 「交通不便地域」の定義と指定

「交通不便地域」は、国の指定基準があり、自治体が地域公共交通計画内で定める独自の交通不便地域とは異なるものです。

■指定基準の概要

①対象地域

- ・フィーダー系統の利用を前提とする地域
- ・鉄道駅、バス停などから半径1kmを含まない地域

②新規又は継続の指定

- ・計画期間中に新規に運行開始するもの。又は、継続して補助を受けるもの
※旧騎西町の「騎西ふれあいタクシー」の運行により、過去に交通不便地域の指定を受けておらず、今回の申請においても指定が受けられないものです。

③指定期間

- ・5事業年度

(参考) 加須市地域公共交通計画に定める「公共交通不便地域」

- デマンド型乗合タクシーを運行することで、交通不便地域の解消を図っています。
デマンド型乗合タクシーを除いた場合の交通不便地域を以下のように定めています。
- ・市内の鉄道駅から半径1km、バス停から半径300mを含まない地域

2 フィーダー系統補助金の補助額

1の「交通不便地域」の面積から、人口を算出し、その人数に応じた補助額が交付されます。

- (1) 交通不便地域人口：23,732人（前年度27,356人）
(2) 減少の理由：板倉町コミュニティバス、古河市循環バスのバス停から1kmの範囲を除外
統合型GISの導入により、面積算出の精度が向上したため。

■補助額算定式

$$\text{補助額} = \text{固定額} + \text{交通不便地域対象人口} \times \text{補助単価}$$

※各要素は、事業年度によって変動します。

■（参考）令和7事業年度 フィーダー系統補助金

補助額	=	固定額	+	交通不便地域対象人口	×	補助単価
4,462,000円	=	2,000,000円	+	27,356人	×	90円/人

3 協議事項

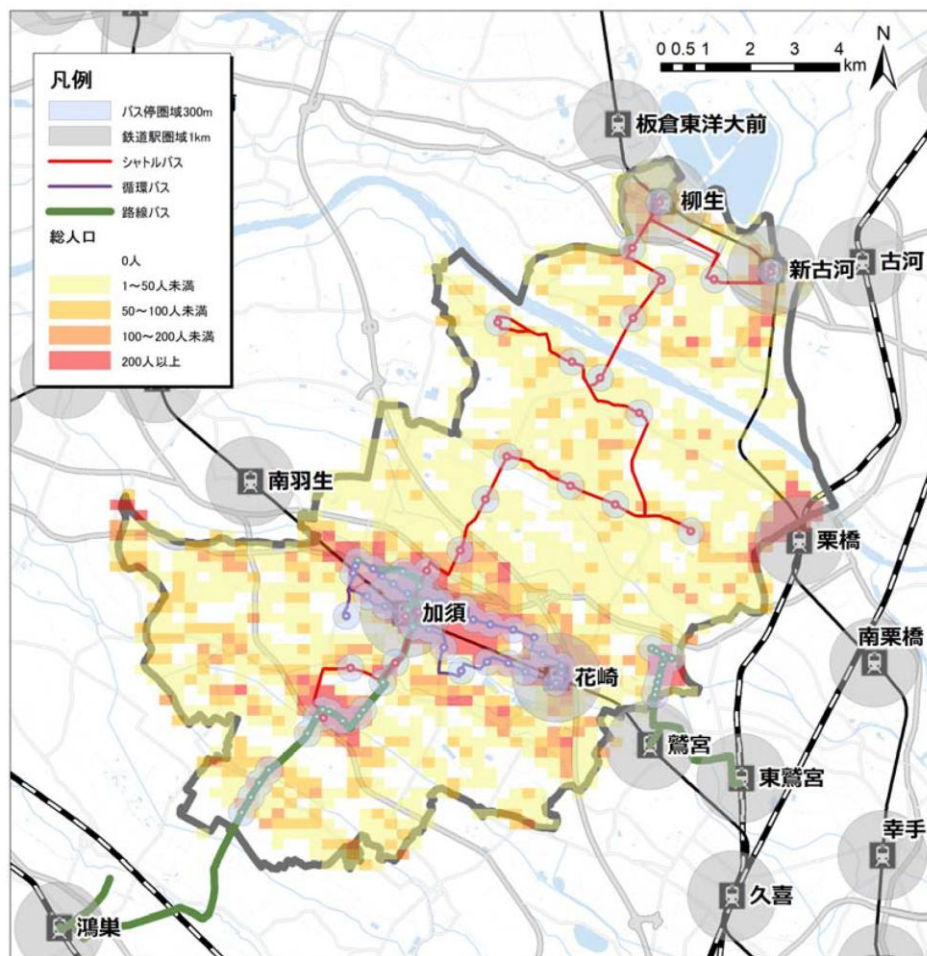
上記に基づく「交通不便地域指定申請」について、ご協議をお願いします。

【参考（デマンド型乗合タクシーを除く、公共交通のサービス状況）】

- ・デマンド型乗合タクシーのサービス圏域を除いた場合は、市内の大半が公共交通不便地域（定時定路線の圏域外）※に該当する状況となります。

※公共交通不便地域（デマンド型乗合タクシーを除く、公共交通サービスの状況）

歩行者が抵抗を感じない公共交通サービス圏域を駅から 1km 以内、バス停から 300m以内と設定し、定時定路線型のバス停のエリア外を公共交通不便地域としや場合のカバー状況図を以下に示しています。（なお、国土交通省関東運輸局による交通不便地域は、鉄道駅及び路線バス・循環バス・羽生市福祉バスのバス停から 1km 以上の地域と指定されています。）



（出典：平成 27 年国勢調査に関する地域メッシュ統計、加須市資料より作成）

図 デマンド型乗合タクシーを除く公共交通のサービス状況図